

介護保険制度が改正

みんなで支える介護保険



問い合わせ 介護保険課 ☎229-3149 FAX 229-3334

介護保険は、加齢による病気などによって必要とされる介護を社会全体で支える制度で、その費用は40歳以上の人の保険料と公費(税金)で賄われています。その中でも65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直しが行われ、令和3～5年度

の介護保険料は次ページの表のとおりとなります。

皆さんに納付していただく保険料は介護保険を運営するための大切な財源です。介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、ご協力をお願いします。

●●●介護保険制度改正のポイント●●●

今回の制度改正は、団塊の世代に当たる人が75歳以上となる2025年に向けて、制度の安定性・持続可能性を確保するために、サービスの適正化・重点化を図るものです。主な変更点は以下のとおりです。

1 食費・居住費の補足給付に係る適用条件の見直し

特別養護老人ホームなどを利用する時の居住費や食費については、原則自己負担となりますが、本人、配偶者、世帯員が非課税で、預貯金などの資産が一定以下である場合、申請により補足給付を受けることができます。

利用者負担段階の判定について、今までは第1～4段階の4区分となっていたのですが、今年8月からは第3段階の区分が細分化され2つに分かれ、5区分になります。また、預貯金などの資産要件も、改正後は各利用者負担段階の区分ごとに金額が設定されます。



2 高額介護(予防)サービス費の限度額等の見直し

同じ月に利用した介護サービス利用者負担の合計が高額になり、収入や課税状況などに応じた区分に設定された限度額を超えたときには、超えた分が高額介護(予防)サービス費として給付されません。

今年8月以降は改正により、5区分のうち、現役並み所得相当の区分が細分化され3つに分かれ、7区分になります。

3 合計所得金額の算定方法などの改正

保険料率の所得段階の判定に用いる合計所得金額の算定方法などについて改正されます。

改正内容は以下のとおりです。

- ①合計所得金額について、当該金額から控除する金額に、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の金額が加わります。
- ②令和3～5年度の間、給与所得または公的年金等に係る所得を有する第1号被保険者の合計所得金額について、給与所得の金額および公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除します。
- ③保険料率の第7～10段階における各所得段階を区分する基準となる合計所得金額が改正されます。

